

保存版

2024年度～2026年度

介護保険 の しおり



町田市

2024年6月

介護保険制度とは

介護が必要になった方が、安心して自立した生活を送れるように社会全体で支えていく制度です。

介護や支援が必要になったとき、介護サービスの利用をとおして、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図ります。

もくじ

《制度やしきみ》

介護保険制度とは P.2

介護保険のしくみ P.4

介護保険被保険者証 P.6

《サービスの使い方》

介護サービスの利用方法その1 P.8
(申請から認定まで)

介護サービスの利用方法その2 P.10
(認定されてからサービスの利用開始まで)

利用できる介護サービス P.12

その他利用できる生活支援サービス P.26
(介護保険以外の生活支援事業)

地域支援事業 P.27

《介護保険料》

介護保険料について P.28

介護保険料のQ & A P.40

お問い合わせ先 P.41

高齢者支援センター・

あんしん相談室のご案内 P.42

介護保険の対象となる方

(40歳以上の方が加入します)

○第1号被保険者(65歳以上の方)

日常生活において、介護や支援が必要と認められた場合に、原因にかかわらず介護サービスが利用できます。



○第2号被保険者(40～64歳の方)

老化が原因とされる病気(16種類の特定疾病)で、介護や支援が必要と認められた場合に、介護サービスが利用できます。



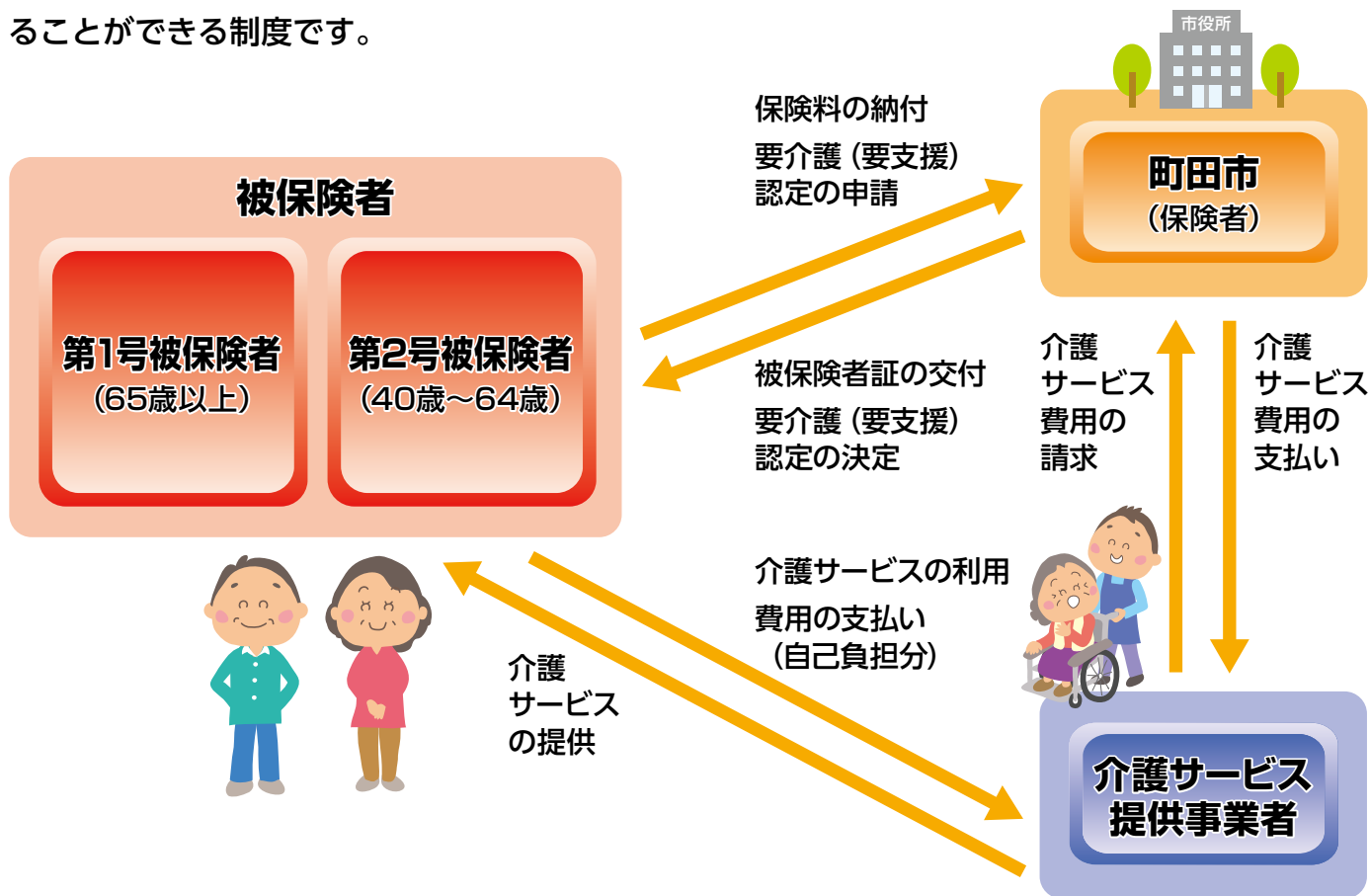
16種類の特定疾病

- がん末期
- 筋萎縮性側索硬化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- パーキンソン病関連疾患
- 脊柱管狭窄症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 関節リウマチ
- 後縦靱帯骨化症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 早老症
- 閉塞性動脈硬化症

介護保険のしくみ

介護保険は、40歳以上の人が被保険者となつて保険料を納め、介護が必要になった時には費用の一部を負担することで、要介護度に応じた様々な介護サービスを利用することができる制度です。

国・都・市及び被保険者が費用を負担しあつて、町田市が運営しています。
(P.28参照)



介護保険被保険者証

- ・第1号被保険者には1人に1枚被保険者証を交付します。
- ・65歳になる方には、誕生日の前月(1日生まれの方は前々月)の末日に送付します。
- ・認定申請をするとき、申請書と一緒に提出してください。
- ・介護サービスを受けるとき、ケアマネジャーや介護サービス事業者に提示してください。
- ・大切に保管してください。

介護保険被保険者証	
被保険者	番号 0 0 0 0 1 2 3 4 5 6
住所	〒194-0013 町田市原町田●丁目●番●号
フリガナ	カイゴタロウ
氏名	介護太郎
生年月日	昭和33年4月1日 性別 男
交付年月日	令和6年4月1日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	1 3 2 0 9 2 町田市 町田市森野2-2-22 東京都町田市印

※介護保険負担割合証(P.21参照)や、医療保険被保険者証とお間違えないようにお願いします。

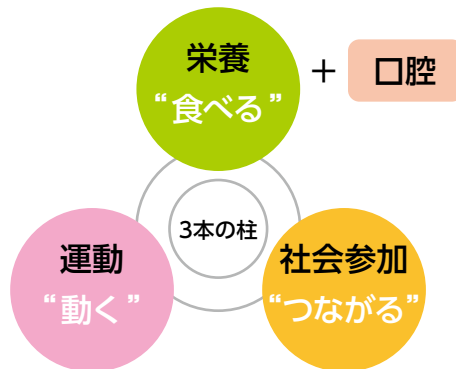
他の面には、認定結果の情報やご利用の事業所名などが記載されます。

フレイルって何？

フレイルとは、年齢とともに体や心の機能が低下し、要介護の状態に陥る危険性が高まっている状態をいいます。そのまま放置すると要介護状態になる可能性があります。適切な取り組みを行うことで健康な状態に戻ることができます。

フレイル予防には、

- 栄養** いろいろな食材を食べ、栄養をしっかりとり
 - 口腔** かむ力を維持し、定期健診を受ける
 - 運動** 運動を習慣づけ、体力を保つ
 - 社会参加** 積極的に外出し、活動に参加する
- が重要です。**



介護サービスの利用方法 その1

(申請から認定まで)

介護サービスの利用の前に…

ご相談は高齢者支援センターまたは、
あんしん相談室(P.42・43 参照)へ

介護保険のサービスを利用するためには、
要介護(要支援)認定を受ける必要があります。

※認定の有効期間ごとに更新の手続きが必要です。
有効期間満了の**60日前**から申請ができます。

認定・通知

介護サービスの必要性に応じて、7つの区分に認定し、通知します。

要介護 5
要介護 4
要介護 3
要介護 2
要介護 1

要支援 2
要支援 1

非該当(自立)

基本チェックリスト

該当

事業対象者(総合事業)

非該当

総合事業のサービス
(一般介護予防事業)
を利用できます。
(P.27参照)

要介護(要支援)認定申請

町田市に要介護(要支援)認定申請を行います。(申請窓口)

- ・各高齢者支援センター
- ・各あんしん相談室
- ・介護保険課(郵送可)
- ・高齢者支援課
- ・各市民センター

※申請は高齢者支援センター、あんしん相談室、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

認定調査

町田市の職員または委託先の認定調査員が対象者の心身の状態などを調査します。

主治医意見書

町田市が、直接、かかりつけの医師に作成を依頼します。

審査判定

どのくらいの介護が必要なのかを介護認定審査会で審査・判定します。



申請者が行うこと

町田市に要介護(要支援)認定申請書を提出します。

必要なもの

- 第1号被保険者…介護保険被保険者証・健康保険被保険者証の写し
- 第2号被保険者…健康保険被保険者証の写し

(町田市の職員などから)認定調査を受けます。



新しい被保険者証と負担割合証が届きます。
(P.6、21参照)

介護保険の認定の結果、介護サービスが必要と認められた方は、ケアプランの作成を依頼します。
(P.10、11参照)

介護サービスの利用方法 その2

(認定してからサービスの利用開始まで)

要介護(要支援)認定などを受けたら、
ケアプランを作成します。

要介護 1～5
と認定されたら

居宅介護支援事業所を選び、
ケアプランの作成を依頼し
ます。

※事業所一覧が結果通知に
同封されています。

要支援 1・2
と認定されたら
または
事業対象者
(総合事業)
に該当したら

お住まいの担当地区の高齢
者支援センター・あんしん相
談室(P. 42・43参照)または
居宅介護支援事業所に介護
予防ケアプランの作成を依
頼します。

※高齢者支援センター・あん
しん相談室が居宅介護支援
事業所に介護予防ケアプラ
ンの作成を委託する場合が
あります。

居宅介護支援事業所
ケアマネジャー(介護支
援専門員)を配置し、ケア
プランの作成やサービス
事業所との連絡調整など
を行う事業所です。

高齢者支援センター・
あんしん相談室

保健師・社会福祉士・主
任ケアマネジャーが中心
となって、介護予防に関
するケアマネジメントを
はじめとする高齢者の総
合的な支援を行います。

ケアプランの作成

ケアマネジャーが利用者の心身
の状態などを把握し、目標にあっ
たケアプランを作成します。

※自己負担はありません。
※介護保険施設に入所されている方のケア
プランの作成は施設が行います。

サービスの
利用開始

利用できる
介護サービス
(P.12参照)

ケアプランの作成

保健師などが利用者の心身の状
態などを把握し、目標にあった介
護予防ケアプランを作成します。

※自己負担はありません。

サービスの
利用開始

・利用できる
介護サービス
(要支援1・2の方
のみP.12参照)
・総合事業の
内容
(P.27参照)

ケアプランの作成及びサービス利用開始にあたっては、事業所との契約が必要です。

契約するときの確認事項

- ・ 契約期間 → 居宅サービスは要介護認定の有効期間に合
わせた契約期間となっているか。
施設サービスは退所にとまなう利用者の契約
解除ができるか。
- ・ 利用者負担金額 → 利用者負担金の額や交通費の要否など
の内容が明記されているか。自身の負担
割合証記載の負担割合と相違ないか。
- ・ 利用者からの解約 → 利用者からの解約が認められる場合と
その手続きが明記されているか。
- ・ 損害賠償 → サービス提供によって利用者が損害を与えられた
場合の賠償義務が明記されているか。
- ・ 個人情報の保護 → 利用者及び利用者の家族に関する秘密や
個人情報保護が保たれるようになっているか。

利用できる介護サービス

介護認定審査の結果、要介護1～5もしくは要支援1・2の認定を受けた場合には、必要に応じて次のサービスを利用することができます。

○自宅で受けるサービス (P.13 参照)

訪問介護 ※1、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導

○日帰りで施設に通うサービス (P.14 参照)

通所介護 ※1、通所リハビリテーション

○施設に短期入所するサービス (P.14 参照)

短期入所生活介護、短期入所療養介護

○住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービス (P.14・15 参照)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※2

夜間対応型訪問介護 ※2

認知症対応型通所介護

地域密着型通所介護 ※2

小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護 ※2

認知症対応型共同生活介護 ※3

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※4

○施設に入所して利用するサービス (P.16 参照)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ※4

介護老人保健施設 ※2

介護医療院 ※2

特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)

○生活環境を整えるサービス (P.17 参照)

福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修

※1 要支援1・2はP.27 参照

※2 要支援1・2は除く

※3 要支援1は除く

※4 原則要介護3以上

介護サービスの種類

在宅を中心に利用するサービス (居宅サービス)

自宅で受けるサービス

●訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事などの介護や、日常生活上の世話をします。

●訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問し、入浴の介助をします。

●訪問看護

看護師・保健師、理学・作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、療養上の世話や助言などを行います。

●訪問リハビリテーション

リハビリテーション (機能回復訓練) の専門家が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

●居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理・指導を行います。



日帰りで施設に通うサービス

●通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターに通い、食事・入浴などの介護サービスや生活機能向上の訓練を行います。

●通所リハビリテーション

介護老人保健施設などに通い、食事・入浴などの日常生活上の支援や理学療法士、作業療法士などがリハビリテーションを行います。

施設に短期入所するサービス

●短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期入所し、食事・入浴などの介護サービスや生活機能維持・向上訓練を行います。

●短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期入所し、医学的な管理のもとに医療・介護・機能訓練を行います。

住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービス(地域密着型サービス)

介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするための介護サービスです。町田市民が利用できます。

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期巡回や緊急時など、必要に応じて訪問し、ホームヘルパーによる入浴、排泄、食事などの介護や、看護職員による療養上の世話や診療の補助などを行います。

●夜間対応型訪問介護

夜間帯に定期巡回や緊急時など、必要に応じて訪問し、ホームヘルパーによる入浴、排泄、食事などの介護を行います。

●認知症対応型通所介護

認知症の方のためのデイサービスです。デイサービスセンターに通い、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を行います。

●地域密着型通所介護

定員が18人以下のデイサービスです。小規模の施設に通い、食事・入浴などの介護サービスや生活機能向上の訓練を行います。

●小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設にて、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援を行います。

●看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズが高い方のためのサービスです。小規模多機能型居宅介護(通い、訪問、宿泊)と訪問看護を組み合わせ、利用者のニーズに応じた柔軟な対応を行います。

●認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の方を対象に少人数での共同生活を中心としながら食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を行います。

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームにて、入所している利用者に対し、食事、入浴など、日常生活の介護や健康管理を行います。

施設に入所して利用するサービス

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

日常生活で常に介護を必要とし、在宅生活が困難な方が対象の施設です。入所している利用者に対し、食事、入浴などの日常生活の介護や健康管理を行います。

●介護老人保健施設

病状が安定し、在宅復帰のためのリハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。入所している利用者に対し、医学的な管理のもとでの介護、看護及びリハビリテーションなどを行います。

●介護医療院

日常的な医学管理や看取り・ターミナルケアなどの医療機能と、食事、入浴などの生活施設としての機能を兼ね備えた、長期にわたり療養が必要な方のための施設です。

●特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム)

定員30人以上の介護付有料老人ホームに入居している利用者に対して、入浴・排泄・食事などの介護、その他、必要な日常生活の支援を行います。

◎介護サービス相談員の派遣事業

介護サービスを利用している方の疑問や不安等を解消するため、介護サービス相談員が介護サービス事業所に訪問し、利用者の相談に応じます。毎月1回程度実施しています。



生活環境を整えるサービス

●福祉用具貸与

心身の機能が低下し日常生活に支障のある方に、生活支援のための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を貸し出します。

※要支援1・2、要介護1の方は、車いす・特殊寝台は原則として保険給付の対象となりません。その他対象外の品目があります。

●福祉用具購入

心身の機能が低下した方が、入浴や排泄などに用いる福祉用具の購入費用を支給します。

※都道府県指定の販売事業所で購入する必要があります。

※一年度につき10万円(支給はその7割～9割)までが上限となります。

●住宅改修

住み慣れた自宅で安心して暮らすために行う住宅の改修費用を支給します。

※利用者ひとりにつき原則20万円(支給はその7割～9割)までが上限となります。

※住宅改修の支給は、工事前にケアマネジャーまたは高齢者支援センターに相談し、市へ申請することが必要です。

◎福祉用具の購入費・住宅改修費は、償還払い(一旦利用者が全額支払い、後日給付費を受けとる方法)となりますが、町田市に登録のある事業所であれば、受領委任払い(利用者の自己負担分のみ支払う支払方法)とすることが出来ます。
詳しくは、ケアマネジャーまたは高齢者支援センター・あんしん相談室にご相談ください。

介護サービスの利用料

サービスを利用したら、費用の一部(1割、2割または3割)が自己負担となり、残りは介護保険から支給されます。

居宅サービスを利用した場合

介護保険対象となるサービス費用の一部(1割、2割または3割)を負担します。要介護度の区分により月々の利用できる支給限度額が決められており、その限度額を超えた分は全額自己負担となります(P.19参照)。

※サービス費用の一部の他に、食費・居住費などが掛かるサービスもあります。

施設サービスを利用した場合

介護保険対象となるサービス費用の一部(1割、2割または3割)負担に加え、居住費、食費、その他雑費などが自己負担となります。

主な費用負担の例

通所介護を利用した場合

サービス費用の一部

+

食 費

+

その他雑費

特養などの施設に入所する場合

サービス費用の一部

+

食 費

+

居住費

+

その他雑費

要介護度別の支給限度額の単位数

介護保険の居宅サービスには、要介護度の区分により、月々の利用できる支給限度額の単位数が決められています。限度額内でサービスを利用した場合の自己負担は1割、2割または3割ですが、超えた分は全額自己負担となります。

介護認定区分別支給限度単位数(1ヶ月当たり)
1単位10円～11.12円

要介護度	単位数	自己負担の目安(1割負担の場合)
要支援1 事業対象者 (総合事業)	5,032 単位	5,032円～5,500円程度
要支援2	10,531 単位	10,531円～11,700円程度
要介護1	16,765 単位	16,765円～18,600円程度
要介護2	19,705 単位	19,705円～21,900円程度
要介護3	27,048 単位	27,048円～30,000円程度
要介護4	30,938 単位	30,938円～34,400円程度
要介護5	36,217 単位	36,217円～40,200円程度

介護保険負担割合について

介護サービスを利用するときの負担割合は、利用者や世帯の所得状況を基に判定します。

負担割合の判定基準

利用者負担の判定の流れ

65歳以上の方

本人の合計
所得金額が
220万円
以上

年金収入+その他の合計所得金額の
合計額が単身世帯で340万円以上、
または2人以上世帯で463万円以上

3
割
負
担

本人の合計
所得金額が
160万円
以上
220万円
未満

年金収入+その他の合計所得金額の合計額が
単身世帯で280万円以上340万円未満、
または2人以上世帯で
346万円以上463万円未満

2
割
負
担

年金収入+その他の合計所得金額の
合計額が単身世帯で280万円以上、
または2人以上世帯で346万円以上

2
割
負
担

本人の合計
所得金額が
160万円
未満

年金収入+その他の合計所得金額の
合計額が単身世帯で280万円未満、
または2人以上世帯で346万円未満

1
割
負
担

1
割
負
担

※第2号被保険者(40～64歳の方)、
市民税非課税の方、
生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

※前年の所得状況を基に、負担割合を毎年更新します。

介護保険負担割合証

- ・要介護(要支援)認定を受けている方に、1人1枚介護保険負担割合証を交付します。
- ・新たに認定を受けた方には認定結果と一緒に介護保険負担割合証を送付します。
- ・すでに認定を受けている方には、8月1日から有効な介護保険負担割合証を毎年7月ごろに送付します。
- ・介護サービスを受けるとき、サービス事業者に提示してください。
- ・介護サービス費用については、**負担割合証**に記載された割合分が支払金額となります。

例：介護サービスを1万円利用した場合、

利用者負担分は、 1割負担の場合→1千円
2割負担の場合→2千円
3割負担の場合→3千円

- ・被保険者証などと一緒に大切に保管してください。

介護保険負担割合証	
交付年月日 令和6年 7月〇〇日	
番号	0000123456
被保険者氏名	194-0013 町田市原町田●丁目●番●号
フリガナ	タケノコ タケコ
氏名	介護 太郎
生年月日	昭和33年 4月 1日
利用者の負担割合	適用期間
1 割	開始年月日 令和6年 8月 1日 終了年月日 令和7年 7月 31日
割	開始年月日 終了年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印 132092 之町東京印 町田市	

毎年7月中に負担割合証をお送りする予定です。

利用者の負担割合が記載されます。
ご利用された介護サービスのうち、1割、2割または3割をお支払いいただきます。

有効期限にご注意ください。
毎年更新されますので、有効なものか確認してください。

施設利用時の食費・居住費を 軽減します

介護保険負担限度額認定

ショートステイを利用したときや介護保険施設に入所・入院したときにかかる食費・居住費を軽減する制度です。

軽減を受けるためには申請をし、当制度の認定を受ける必要があります。

対象者の要件 (以下のすべてを満たす方)

- 本人及び配偶者 (内縁関係も含む) が市民税非課税であること。
- 本人と住民票上、同一世帯である方が全員市民税非課税であること。
- 所得に応じた以下の資産要件を満たしていること。

所得要件	資産要件 (預貯金額)
・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	本人1,000万円 (夫婦の合計2,000万円) 以下
・本人の年金収入などが80万円以下	本人650万円 (夫婦の合計1,650万円) 以下
・本人の年金収入などが80万円超120万円以下	本人550万円 (夫婦の合計1,550万円) 以下
・本人の年金収入などが120万円超	本人500万円 (夫婦の合計1,500万円) 以下

※第2号被保険者の本人資産額は一律1,000万円以下となります。

※要件を満たしていない場合は非該当となりますが、別途一定の要件をすべて満たす施設入所者の方は特例として対象となる場合があります。

収入・貯蓄などが少ない方の 利用額を軽減します

生計困難者に対する利用者負担軽減制度

軽減対象となる介護サービスを利用した際、自己負担額などを軽減する制度があります。当制度の認定を受け際には、申請が必要です。

※当制度を実施していない事業所では軽減を受けられません。

対象者の要件 (以下のすべてを満たす方)

- 世帯員全員が市民税非課税であること。
- 年間収入及び預貯金が基準額以下であること。

世帯構成	年間収入	預貯金額
1人世帯	150万円	350万円
2人世帯	200万円	450万円
以降1人追加ごとに	50万円を加えた額	100万円を加えた額

※年間収入には障害年金や遺族年金、仕送り等も含まれた額になります。

- 日常生活に利用する資産以外に活用できる資産がないこと。
- 住民税課税者となっている親族等に扶養されていないこと。
- 介護保険料を滞納していないこと。

※上記の他に生活保護受給者も対象です。

サービス利用額が高額になったときに一部をお返しします①

高額介護サービス費

介護保険では、1ヶ月ごとの利用者の負担額が所得区分に応じた負担上限額を超えると、その超えた額を高額介護サービス費としてお返しします。

対象となる方には、町田市から申請書をお送りします。

なお、福祉用具購入費や住宅改修費の自己負担額、施設サービスや短期入所サービスなどでの食費・居住費などは、対象外です。



1ヶ月ごとの負担上限額

収入要件	負担上限額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,110円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯員全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
「年金収入+その他の合計所得金額(合計所得金額-年金所得)-分離譲渡所得にかかる特別控除額」が80万円以下の方	15,000円(個人)
老齢福祉年金を受給している方	15,000円(個人)
生活保護受給者	15,000円(個人)

サービス利用額が高額になったときに一部をお返しします②

高額医療・高額介護合算制度

世帯での1年間の医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた額をお返しします。対象となる方には医療保険者から申請書をお送りします。

●合算制度での世帯とは

同じ世帯で同じ医療保険に加入している方です。

●合算制度での1年間とは

毎年8月1日から翌年7月31日の1年間です。

●基準日

毎年、7月31日(基準日)時点の世帯・所得により適用されます。

●基準額

所得区分につきましては、加入している医療保険にご確認ください。

●申請手続き 〈基準日(7月31日)時点で〉

◆町田市の国民健康保険に加入していた方

⇒保険年金課保険給付係に申請してください。

TEL.042-724-2130

◆町田市の後期高齢者医療制度に加入していた方

⇒保険年金課高齢者医療係に申請してください。

TEL.042-724-2144

◆会社などの健康保険・共済組合などに加入していた方

⇒加入している健康保険組合などに申請してください。

※申請の際に、介護保険の自己負担額証明書の添付が必要となります。

◆介護保険自己負担額証明書の発行

⇒証明書の発行は、介護保険課給付係に申請してください。

TEL.042-724-4366

その他利用できる 生活支援サービス

(介護保険以外の生活支援事業)

①住宅設備改修給付

要介護認定を受けた65歳以上の方に対して、浴槽、流し・洗面台、和式便器の洋式化にかかる改修費用の一部を支給します。一世帯につき各項目一回限り利用できます。

工事前に申請が必要です。担当のケアマネジャーもしくは、高齢者支援センターにご相談ください。

②住宅改修予防給付

介護保険の認定申請の結果、自立判定を受けた65歳以上の方で、今後、介護や支援が必要となる可能性が高い高齢者の方に対して転倒防止、痛みの軽減などを目的に手すりの取り付け、段差解消、扉の取り替えなどの改修費用の一部を支給します。

工事前に申請が必要です。高齢者支援センターにご相談ください。

③要介護認定の有無に関わらず、援助が必要な方のためのサービス

- ・救急通報システム事業
- ・寝具乾燥消毒事業
- ・火災予防機器等給付事業

◎サービスにより自己負担があります。お問い合わせは、
高齢者支援センター・あんしん相談室(P.42・43参照)または、下記お問い合わせ先へ。

お問い合わせ先

- ①② 介護保険課給付係 TEL.042-724-4366
- ③ 高齢者支援課高齢者相談・支援担当 TEL.042-724-2141

地域支援事業

2017年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下、「総合事業」という。)を開始し、従来のサービスと同等のサービスに加え、市独自の新しいサービスを提供しています。

また、地域支援事業として在宅生活を支える事業を実施しています。

総合事業の構成

①介護予防・日常生活支援サービス事業

(要支援1・2の方、事業対象(総合事業)の方※)

- ・訪問型サービス(国基準型、市基準型、短期集中型)
- ・通所型サービス(国基準型、市基準型、短期集中型)
- ・介護予防ケアマネジメントなど

※基本チェックリストにより一定の項目に該当し、生活機能の低下が見られた方

②一般介護予防事業(65歳以上の方)

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業など

お問い合わせ先

①の「国基準型」と「市基準型」

介護保険課給付係 TEL.042-724-4366

①の「短期集中型」と「介護予防ケアマネジメント」及び②

高齢者支援課高齢者健康づくり担当 TEL.042-724-2146

在宅生活を支える事業

●紙おむつ支給事業

在宅で生活する65歳以上の要介護4・5の方で市民税非課税世帯に属する方に対して、紙おむつ・尿取りパッドを支給します。

●自立支援・配食ネットワーク事業

65歳以上の独居または高齢者世帯で要介護1～5の方に見守りを兼ねて配食をします。(実費負担有)

●認知症等による行方不明高齢者探索サービス

認知症等のある方が行方不明になった場合に、位置探索システムを活用し、ご家族などにご本人の現在位置をお知らせします。

お問い合わせ先

高齢者支援課高齢者相談・支援担当 TEL.042-724-2141

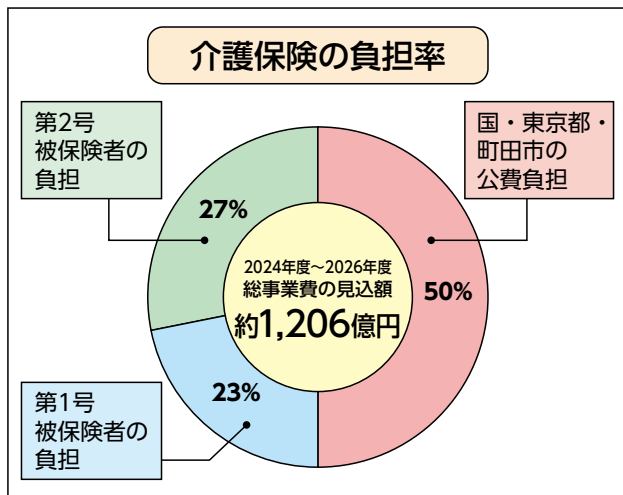
介護保険料について

介護保険の総事業費と負担率

2024年度から2026年度の介護保険の総事業費は、約1,206億円と見込んでいます。

この総事業費のうち、約半分を国、東京都、町田市の公費で負担し、残り半分を第1号被保険者と第2号被保険者の介護保険料で負担します。

介護保険料のうち、第1号被保険者の負担率は23%、第2号被保険者の負担率は27%です。



※総事業費のうち、包括的支援事業・任意事業に係る費用は、第1号被保険者が23%、公費で77%を負担します(第2号被保険者の負担はありません。)

包括的支援事業・任意事業とは、高齢者支援センター・あんしん相談室の運営や認知症高齢者の支援事業などのことです。

※第2号被保険者の介護保険料は医療保険者から社会保険診療報酬支払基金に集められ、各市区町村に交付されます。

第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、「基準額」をもとに決められます。

2024年度～2026年度の基準額

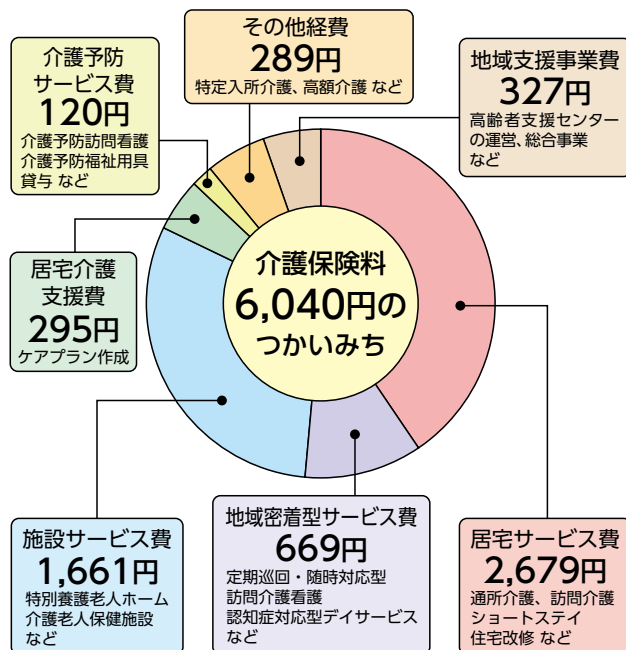
6,040円(月額) 72,400円(年額)

※基準額の算出方法

$$\text{基準額} = \frac{\text{介護保険の総事業費(3年間)}}{\text{第1号被保険者の負担率(23\%)}} \div \text{第1号被保険者の人数(3年間)}$$

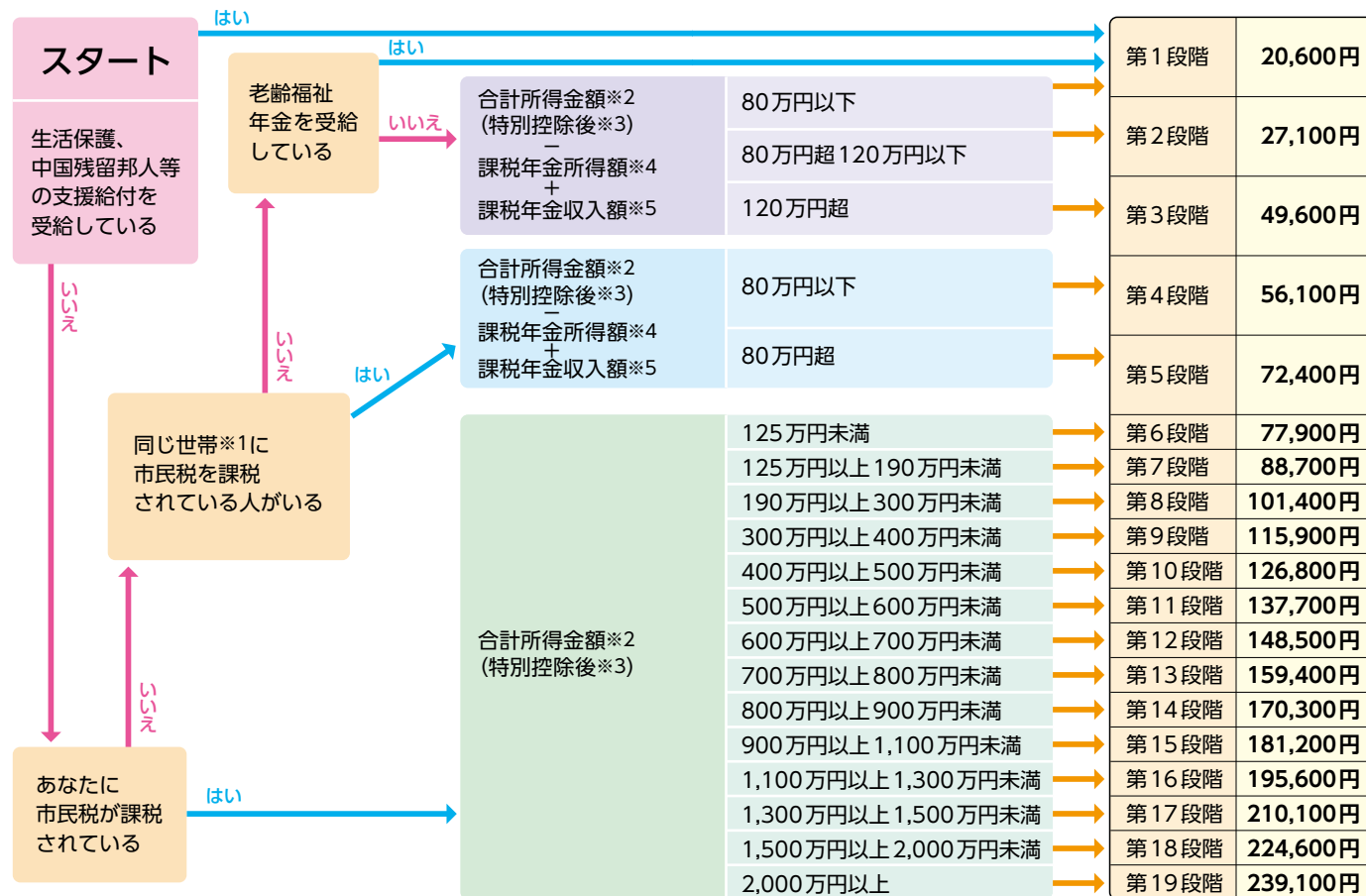
介護保険料のつかいみち

第1号被保険者の介護保険料月額基準額6,040円は下図のとおり使われます。



所得段階別介護保険料額

介護保険料は、基準額をもとに世帯の市民税の課税状況や本人の前年の所得などに応じて算定されます。



※1 世帯 住民票上の同一世帯員に市民税(均等割額や所得割額)の課税者がいれば課税世帯となります。
 ※2 合計所得金額 賦課年度前年中の総所得金額と株式・土地等の分離譲渡所得(土地等は特別控除前)及び山林所得等の合計金額(各種損失の繰越控除前)です。ただし、令和6年度からは、第1段階から第5段階に該当する場合で合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、所得金額の調整を行います。

※3 特別控除後 合計所得金額から土地等の分離譲渡所得の特別控除を差し引いた後の金額で段階を判定します。
 ※4 合計所得金額(特別控除後)から課税年金所得額を差し引いた額が0円を下回る場合は0円とします。
 ※5 課税年金収入額 賦課年度前年中の国民年金・厚生年金・共済年金等、課税対象となる公的年金の収入額です。障害年金・遺族年金等の非課税年金は含みません。

介護保険料の変更点 (第9期事業計画2024年度～2026年度)

- 所得水準に応じたきめ細かい保険料設定を行うため、
所得段階を15段階から19段階に増やすとともに、

上限を1,500万円以上から2,000万円以上に変更し、保険
料率も見直しました。

課税状況		要件		第 8 期事業計画		
世帯	本人			所得区分	保険料率	年額
生活保護受給者等		生活保護受給者等		第 1 段階	0.30	20,700 円
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者				
		合計所得金額 － 課税年金所得額 ＋ 課税年金収入額 特別控除後	80 万円以下			
			80 万円超 120 万円以下			
			120 万円超			
			80 万円以下	第 3 段階	0.70	48,300 円
			80 万円超	第 4 段階	0.775	53,400 円
課税	課税	合計所得金額 特別控除後	80 万円超	第 5 段階 (基準額)	1.00	69,000 円 (月額 5,750 円)
			125 万円未満	第 6 段階	1.075	74,100 円
			125 万円以上 190 万円未満	第 7 段階	1.225	84,500 円
			190 万円以上 300 万円未満	第 8 段階	1.40	96,600 円
			300 万円以上 500 万円未満	第 9 段階	1.60	110,400 円
			500 万円以上 700 万円未満	第 10 段階	1.80	124,200 円
			700 万円以上 900 万円未満	第 11 段階	2.00	138,000 円
			900 万円以上 1,100 万円未満	第 12 段階	2.20	151,800 円
			1,100 万円以上 1,300 万円未満	第 13 段階	2.40	165,600 円
			1,300 万円以上 1,500 万円未満	第 14 段階	2.60	179,400 円
			1,500 万円以上	第 15 段階	2.80	193,200 円



課税状況		要件		第 9 期事業計画		
世帯	本人			所得区分	保険料率	年額 ※
生活保護受給者等		生活保護受給者等		第 1 段階	0.285	20,600 円
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者				
		合計所得金額（特別控除後） － 課税年金所得額 ＋ 課税年金収入額	80 万円以下	第 2 段階	0.375	27,100 円
			80 万円超 120 万円以下			
			120 万円超	第 3 段階	0.685	49,600 円
			80 万円以下	第 4 段階	0.775	56,100 円
課税	課税	合計所得金額（特別控除後）	80 万円超	第 5 段階 (基準額)	1.00	72,400 円 (月額 6,040 円)
			125 万円未満	第 6 段階	1.075	77,900 円
			125 万円以上 190 万円未満	第 7 段階	1.225	88,700 円
			190 万円以上 300 万円未満	第 8 段階	1.40	101,400 円
			300 万円以上 400 万円未満	第 9 段階	1.60	115,900 円
			400 万円以上 500 万円未満	第 10 段階	1.75	126,800 円
			500 万円以上 600 万円未満	第 11 段階	1.90	137,700 円
			600 万円以上 700 万円未満	第 12 段階	2.05	148,500 円
			700 万円以上 800 万円未満	第 13 段階	2.20	159,400 円
			800 万円以上 900 万円未満	第 14 段階	2.35	170,300 円
			900 万円以上 1,100 万円未満	第 15 段階	2.50	181,200 円
			1,100 万円以上 1,300 万円未満	第 16 段階	2.70	195,600 円
			1,300 万円以上 1,500 万円未満	第 17 段階	2.90	210,100 円
			1,500 万円以上 2,000 万円未満	第 18 段階	3.10	224,600 円
2,000 万円以上	第 19 段階	3.30	239,100 円			

※年額＝月額基準額6,040円×保険料率×12(100円未満切り捨て)

65歳になられた方の介護保険料

資格取得日

65歳の誕生日の前日から第1号被保険者の資格を取得します。(手続きは不要です)

※40～64歳までの医療保険に加入している方は、第2号被保険者の資格を有します。

月割計算

年度途中で65歳になられた方は、1年度分(4月～3月)の介護保険料のうち、誕生日の前日が属する月から3月までの月数分を納付していただきます。

介護保険料の決め方

本人及び同一世帯の方の市民税の課税状況と本人の前年の収入、所得状況に応じて算定しています。
(P.30・31参照)

年金からの天引き(特別徴収)

介護保険料の年金天引きは、日本年金機構などから町田市への通知に基づき行うため、65歳になられてもすぐには開始されません。

年金天引きの開始を決定した際は、通知をお送りしますので、それまでは納付書や口座振替による納付をお願いします。

介護保険料の支払い方法(65歳以上の方)

特別徴収

対象者：老齢・退職・遺族・障害年金のいずれかの受給額が年額18万円以上の方

納め方：年金の受給月(年6回)にあらかじめ年金から天引きされます。

年金受給額が18万円以上の方でも、次の方は特別徴収にはなりません。

- ・年度の途中で65歳になった方
- ・年度の途中で町田市に転入してきた方
- ・年度の途中で介護保険料の額が変わった方 など

普通徴収

対象者：特別徴収以外の方

納め方：納付書または口座振替により納めていただきます。

- ・納付書 金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市庁舎、市民センターなどで納めていただきます。
また、スマートフォンを利用して“いつでも、どこでも”納めることができます。
- ・口座振替 お申込みいただく口座からの引落としにより納めていただきます。

※普通徴収の納期限は、7月～2月の月末です(全8期)。

ただし、12月は12月25日となります。また、納期限が土日、祝日の場合は翌営業日となります。

介護保険法により、ご自身で納付方法を選択することはできません。

介護保険料は納期までに納めましょう

納期限までに納めることが困難な場合は、納付相談を行ってください。また、災害や倒産による失業、拘禁などの場合は、保険料の徴収猶予、減免を受けられる場合があります。

【納付相談、徴収猶予のお問い合わせ先】

納 税 課 TEL.042-724-2121

【減免のお問い合わせ先】

介護保険課 TEL.042-724-4364

町田市に転入された方の介護保険料

資格取得日

町田市に住所を移された日(転入日)から被保険者の資格を有します。

※届出日ではありません。

月割計算

1年度分(4月～3月)の介護保険料のうち、町田市に住所を移された日が属する月から3月までの月数分の介護保険料を納付していただきます。

介護保険料の決め方

本人及び同一世帯の方の市民税の課税状況を確認後、本人の前年の収入、所得状況に応じて算定します。(P.30・31参照)

転入された方の課税状況などは、**町田市から前住所地へ問い合わせをしますが、回答を得られるまでは、暫定的に介護保険料を算定することがあります。**

介護保険料の金額が変更となる場合は、後日改めて通知をお送りします。

前住所地の介護保険料について

前住所地での介護保険料は、町田市に住所を移された日の前月までの額となります。

前住所地からは前月分までの金額に算定し直された介護保険料の通知が届きますのでご確認ください。

年金からの天引き(特別徴収)について

前住所地で介護保険料が年金から天引きされていた方は、町田市に転入されたことにより年金からの天引きが一時中断されます。

そのため、町田市への転入後、しばらくの間は納付書や口座振替により介護保険料を納めていただきます。

日本年金機構などからの町田市への通知に基づき、改めて年金天引きを開始しますが、その際には通知をお送りします。

※年金天引きが中止されるまでに、一定期間かかるため、町田市への転入後も前住所地の介護保険料が年金から天引きされる場合があります。

※前住所地で納めすぎとなった介護保険料は前住所地から返金(還付)されます。

確定申告などにおける税の控除について

●納付した介護保険料は社会保険料控除の対象となります。

◎介護保険料の納付済額に関すること

●納税課収納係 TEL.042-724-2121

●要介護度の認定をお持ちで要件に該当する方は障害者控除の対象となる場合があります。

●医師が必要と認めた方は、紙おむつに係る費用が医療費控除の対象となる場合があります。

◎「障害者控除対象者認定書」「おむつに係る費用の医療費控除主治医意見書確認書」の交付に関すること

●高齢者支援課高齢者相談・支援担当 TEL.042-724-2141

介護保険料を滞納すると…

- 1** 納期限を過ぎると督促状や催告書が送付されます。



- 2** 納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金が増算されます。

- 3** 介護保険料の滞納分が1年以上ある場合、介護サービスを利用するときに、次のような措置がとられます。



1年以上納付がない場合

介護サービス利用料のお支払い方法が、『いったん全額を支払い、申請により後で保険給付分の払い戻し(所得に応じて9割、8割または7割)を受ける』方法に変更になります。

1年6ヶ月以上納付がない場合

保険給付分の払い戻しの一部、または全部が一時的に差し止めとなり、差し止めた保険給付分を介護保険料の滞納分にあてることがあります。

2年以上納付がない場合

介護保険料は原則として、滞納したまま2年が過ぎると時効となり消滅するため、納付することができなくなります。時効により納付できなくなった期間に応じて給付額減額期間が算定され、下記の措置を受けることになります。

- (ア) 介護サービスの利用料は、所得に応じて1割、2割または3割の自己負担となるところですが、給付額減額期間内は3割または4割の自己負担となります。
- (イ) 給付額減額期間内は、高額介護(予防)サービス費等の支給や介護保険負担限度額認定による自己負担の軽減措置が適用されません。

- 4** 督促状や催告書の送付後も納付がない場合は、財産の差押えなどの滞納処分の対象となることがあります。

介護保険料の Q&A

Q 前住所地と町田市の介護保険料が異なるのはどうしてですか？

A 介護保険料は、各自治体における被保険者人数や介護サービスの利用状況などに応じて個別に算定しているため、自治体により異なります。

Q 40～64歳までの介護保険料はどのように納めるのでしょうか？

A 国民健康保険に加入している方は、医療保険分と介護保険分の合計金額を国民健康保険税(料)として、住民票の世帯主に納めていただいています。会社の医療保険に加入している方は、給料に応じて、毎月の給料及び賞与からの天引きにより納めていただいています。

Q 65歳になったら医療保険における介護保険分の負担はどうなりますか？

A 医療保険には誕生日の前日が属する月の前月分までの介護保険分が含まれます。誕生日の前日が属する月分からは医療保険の介護保険分の加算がなくなります(加算がなくなるまでの月分を年度末まで按分している場合もあります。詳しくは各医療保険者にお問い合わせください。)

Q 1年分の介護保険料をまとめて納めることはできますか？

A お送りした納付書でまとめて納めることができます。

お問い合わせ先

町田市役所 〒194-8520 町田市森野 2-2-22
町田市役所代表電話 042-722-3111
町田市ホームページ <https://www.city.machida.tokyo.jp>

●いきいき生活部介護保険課 市庁舎1階
FAX 050-3101-6664

認定係	要介護(要支援)認定申請、結果に関すること	TEL 042-724-4365
給付係	介護サービスに関すること	TEL 042-724-4366
保険料係	資格、介護保険料の賦課に関すること	TEL 042-724-4364

●いきいき生活部高齢者支援課 市庁舎1階
FAX 050-3101-6180

高齢者健康づくり担当	介護予防に関すること	TEL 042-724-2146
高齢者相談・支援担当	在宅を支えるサービスに関すること、高齢者の権利擁護に関すること	TEL 042-724-2141
医療・介護連携/認知症施策担当	医療と介護の連携に関すること、認知症に関すること	TEL 042-724-2140
地域支援事業推進担当	高齢者支援センター、あんしん相談室に関すること	TEL 042-785-5199

●財務部納税課 市庁舎2階
FAX 050-3085-6237

収納係	介護保険料の口座振替・納付書再発行・還付などに関すること	TEL 042-724-2121
債権対策係	介護保険料の納付相談に関すること	

高齢者支援センター・あんしん相談室のご案内

- 高齢者支援センター・あんしん相談室は、ご高齢の方とご家族のための相談窓口です。お住いの地域の高齢者支援センターまたはあんしん相談室にお問い合わせください。

地区	名称	担当地域
堺・忠生地区	堺第1高齢者支援センター	相原町
	相原あんしん相談室	
	堺第2高齢者支援センター	小山町、小山ヶ丘、上小山田町
	小山あんしん相談室	
	忠生第1高齢者支援センター	函師町、下小山田町、忠生、矢部町、小山田桜台、常盤町、根岸町、根岸
	忠生あんしん相談室	
	忠生第2高齢者支援センター	山崎町、山崎、木曾町、木曾西、木曾東（都営木曾森野アパートを除く）、本町田の一部（公社住宅町田木曾）
	木曾あんしん相談室	
鶴川地区	鶴川第1高齢者支援センター	小野路町、野津田町、金井、金井町、金井ヶ丘、大蔵町、薬師台
	大蔵あんしん相談室	
	鶴川第2高齢者支援センター	能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、広袴、広袴町、真光寺、真光寺町、鶴川
	鶴川あんしん相談室	
町田地区	町田第1高齢者支援センター	原町田（都営金森1丁目アパートを除く）、中町、森野、旭町、木曾東の一部（都営木曾森野アパート）
	原町田あんしん相談室	
	町田第2高齢者支援センター	本町田（公社住宅町田木曾を除く）、藤の台、南大谷の一部（公社住宅本町田）
	本町田あんしん相談室	
	町田第3高齢者支援センター	玉川学園、南大谷（公社住宅本町田を除く）、東玉川学園
	南大谷あんしん相談室	
南地区	南第1高齢者支援センター	南町田、鶴間、小川、つくし野、南つくし野
	小川あんしん相談室	
	南第2高齢者支援センター	金森、金森東、南成瀬、成瀬が丘、原町田の一部（都営金森1丁目アパート）
	成瀬が丘あんしん相談室	
	南第3高齢者支援センター	成瀬、西成瀬、高ヶ坂、成瀬台
	成瀬台あんしん相談室	

お問い合わせ先

高齢者支援センター・あんしん相談室では、下記の内容の支援を行います。

- ・介護保険をはじめ、高齢者の総合的な相談・支援を行います。
- ・要支援1～2、総合事業対象の方のケアプランの作成をします。
- ・高齢者の虐待防止のための相談や権利擁護事業を行います。

電話番号	所在地
042-770-2558	相原町 2373-1 (老人保健施設サンシルバー町田内)
042-700-7121	相原町 1158-26
042-797-0200	小山ヶ丘 1-2-9 (特別養護老人ホーム美郷内)
042-794-8751	小山町 2619
042-797-8032	下小山田町 3580 ふれあい桜館 1 階
042-792-8888	忠生 3-1-34 もりやハイツⅡ 101 号室
042-792-1105	山崎町 2200 山崎団地 3-18 棟 101 号
042-794-7901	木曾東 1-34-10 ちひろマンション 101
042-736-6927	薬師台 3-270-1 (特別養護老人ホーム第二清風園内)
042-708-8964	大蔵町 806
042-737-7292	能ヶ谷 3-2-1 鶴川地域コミュニティ 1 階
042-718-1223	鶴川 6-7-2-103
042-728-9215	森野 4-8-39 (特別養護老人ホーム commons 内)
042-722-8500	原町田 4-24-6 せりがや会館 1 階
042-729-0747	本町田 2102-1 (本町田高齢者在宅サービスセンター内)
042-860-7870	藤の台 1-1-50-109
042-710-3378	玉川学園 3-35-1 (玉川学園高齢者在宅サービスセンター内)
042-851-8421	南大谷 205-1-2
042-796-2789	南町田 5-16-1 (特別養護老人ホーム芙蓉園内)
042-812-2127	小川 6-1-11
042-796-3899	金森東 3-18-16 (特別養護老人ホーム合掌苑桂寮内)
042-795-9100	成瀬が丘 2-23-4 ベルハイツ成瀬 1-A 号室
042-720-3801	西成瀬 2-48-23
042-732-3239	成瀬台 3-8-1

●高齢者支援課 TEL.042-785-5199



還付金詐欺に ご注意ください!!

町田市職員を装って、「保険料を還付します」
「今日までならATMで手続きできます」
等と騙し、お金を振り込ませる
還付金詐欺の事件が多発しています。

**「ATMで手続きをしてください」と
電話がきたら、詐欺です!**

**市役所職員がATMを操作させる
ことは絶対にありません!**

**このような電話がきたら
すぐに110番通報
してください!**

◎町田警察署

TEL. 042-722-0110

◎南大沢警察署

TEL. 042-653-0110

2024年6月発行

